

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3110号)

令和6年8月13日

横情審答申第3110号

令和6年8月13日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和5年7月20日旭高第843号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

令和5年6月14日旭高第518号により行った「請求者作成の令和5年4月17日付文書を、実施機関が広聴文書として処理されたとのことを伺った。広聴第何号か記番号の開示を求める。」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「請求者作成の令和5年4月17日付文書を、実施機関が広聴文書として処理されたとのことを伺った。広聴第何号か記番号の開示を求める。」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「請求者作成の令和5年4月17日付文書を、実施機関が広聴文書として処理されたとのことを伺った。広聴第何号か記番号の開示を求める。」（以下「本件審査請求文書」という。）との開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年6月14日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、投稿された文書を処理する際に広聴番号を付しておらず、広聴番号に係る文書を作成・保有していないことから、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため、不開示としたものである。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、本件処分に係る不開示決定通知書の「1 開示請求に係る行政文書」欄に「別紙のとおり」と記載しておきながら別紙を封入せずに行った本件処分は違法であり、取り消した上で本件審査請求文書の全部の開示を求める、と要約される。

5 審査会の判断

(1) 「市民の声」事業に係る事務について

横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を広聴情報データベースシステムにより管理し、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づき、「市民の声」事業を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、審査請求人が提出した令和5年4月17日付文書を実施機関が広聴文書として処理した際の広聴番号が分かる文書と考えられる。

(3) 本件審査請求文書の不存在

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

審査請求人から提出された令和5年4月17日付文書は、市民の声事業として受け付けないものを定めた同要綱第5条のうちの第7号（市民の意見等を本市の施策等に生かすことで市民満足度の向上等に役立てるという要綱の目的に反するもの）に該当すると判断し、受け付けないこととしたので、広聴番号は付されていない。そのため、広聴番号が分かる文書は作成又は取得しておらず、保有していない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件処分に係る不開示決定通知書にて「別紙のとおり」と記載しておきながら別紙を封入せずに行った不開示決定は違法であると主張する。

しかし、当審査会で確認したところ、封入が漏れていた文書は、当該不開示決定通知書の別紙であるが、実施機関は、同年6月20日付で不開示決定通知書の副本とともに審査請求人に送付しており、そのことを踏まえれば、本件処分に関する瑕疵は治癒されたものと認められる。

イ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 7 月 20 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 5 月 9 日 (第31回 第四部会)	・審議
令和 6 年 6 月 6 日 (第32回 第四部会)	・審議